○茨城県立医療大学付属病院教育・研究委員会要綱

平成10年7月6日 第8回病院幹部会 平成15年7月28日改正 平成29年6月12日改正

(目的)

(組織)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学付属病院委員会設置規程に基づき、付属病院教育・研究委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 病院長が指名する部長
 - (2) 各部員のうちから部長が指名する者 ただし、診療部以外の各部については臨床教育講師とする
 - (3) 病院管理課
 - (4) その他教育・研究委員長が指名する者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議事項又は所掌事項)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議又は所掌する。
 - (1) 症例検討会に関すること。
 - (2) 症例発表会に関すること。
 - (3) 研究発表会に関すること。
 - (4) 防災教育に関すること。
 - (5) 救急措置教育に関すること。
 - (6) 交通対策教育に関すること。
 - (7) 職員健康管理教育に関すること。
 - (8) 本学学生の見学,臨床実習及び研修に関すること。
 - (9) 学外者の見学、実習及び研修に関すること。
 - (10) その他付属病院職員の教育及び研究に関すること。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会には、委員長を置き、病院長が委員長を指名する。
- 2 委員会には、委員のうちから互選された副委員長を置き、委員長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会議)

- 第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。
- 2 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めたときには、 臨時に委員会を開催することができる。

(会議の成立)

- 第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 委員が委員会に出席不可能なときは当該部署より、代理者を出席させるものとする。 (構成員以外の出席)
- 第7条 委員長が必要と認めたときには、委員以外の職員を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事録)

- 第8条 議事録は、委員が作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。
- 2 議事録1部を院長に提出し、以って報告に代えるものとする。

(周知)

第9条 委員会での審議結果については、各部署への周知徹底を図る。ただし、審議内容 によっては、この限りではない。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、委員会事務局及び病院管理課で処理する。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年3月27日から施行する。
- 2 初期委員の任期は、特例として平成10年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成10年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年7月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年6月12日から施行する。